

BMAビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

2020

2

Issue 314

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>

2019年度(第25回)都市ビル環境の日
第12回「子ども絵画コンクール」最優秀賞



『たこロボットに乗って 海のおそうじ』
香住丘小学校2年 三笠 翔太郎さんの作品





会員支援のための「全協事業訪問説明会」開催

平成から令和の時代へのビルメンテナンス事業の承継は困難を極めています。地方会員がどのように脱皮し、どのように再生していくかを視点に、全協事業の“身の丈”の活用手段を全国訪問にて説明します。

トップバッターは九州地区本部(福岡)での実施です。柔軟な発想で会員各位と有意義な情報交換を図りたいと考えますので、多くの会員のご参加をどうぞよろしくお願い致します。

- 日 時 令和2年2月13日(木) 13時～16時
- 場 所 福岡国際会議場4階(福岡市博多区石城町)
- 参加費 無料

主要内容

- (1) 効果的な外国人材の採用と活用法
＝特定技能制度の動向
- (2) 全協 I T インフラ整備と会員サービス計画
＝顧客先も労働市場もデジタル社会移行への協会対応
- (3) エコチューニングビジネスの最新潮流
＝いよいよ時代のニーズがビルメン省エネ事業に追いついてきた!
- (4) その他会員発信の課題への質疑応答
＝働き方改革へ労働集約型事業はいかに適応していくか?

2020年度ビルクリーニング技能検定試験 実施について〈予定〉

※2級試験は後期へ移行になります。

〈1・2・3級ビルクリーニング技能検定〉

項目	日程	会場(九州地区)
実施公示	2020年7月1日(水)	
受検案内配付(仮予定)	2020年8月4日(火)	
受検申請受付(仮予定)	2020年8月11日(火) ～9月11日(金)	
実技作業試験問題公表 及び受検票発送	2020年11月5日(木)	
学科試験 実技ペーパーテスト	2020年11月29日(日)	南近代ビル(福岡市)
実技作業試験	2021年1月26日(火) ～1月31日(日)	ももちパレス(福岡市)
合格発表	2021年3月31日(水)	

〈2019年度11月分〉労働災害発生状況

Report 
労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	2	8	2			1	1	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人	2	1		3	2		1	23

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		1	1	3	3	6	9	23

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	10	3	4	2	4			23

令和2年3月から 外国人雇用状況の届け出において 在留カード番号の記載が必要となります

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届け出※において、在留カード番号の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届け出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届け出方法が異なりますので、ご注意ください。

※労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

なお、在留資格が「外交」、「公用」の方や特別永住者は、外国人雇用状況届出の対象外となります。

【雇用保険被保険者となる外国人の場合は、以下の方法で届け出を行ってください】

雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1. 事業所番号

4	9	0	0	-	0	0	0	1	1	1	-	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記載例

2. 在留カード番号記載欄

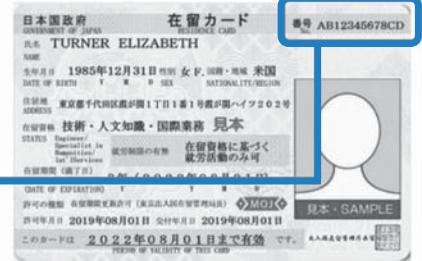
雇用保険被保険者取得届(連記式)の場合は、個人別表の姓番号を記載 雇用保険被保険者資格喪失届は記載不要	被保険者番号 ※はじめて雇用保険の被保険者となる場合は記載不要	氏名	在留カード番号記載欄 (※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字)
1	1	ABCDEF	A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
2	2	GHIJKLM	A B 2 3 4 5 6 7 8 9 C D
3			
4			

雇用保険被保険者資格取得届(連記式)個人別表

雇用保険被保険者資格取得届

■在留カード番号の記載欄

在留カードの右上に記載されている12桁(英字2桁一数字8桁一英字2桁)の番号を記載する。



- 雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届と一緒に、左の様式に在留カード番号をご記入の上、ハローワークに提出してください。
- インターネットを通じた電子申請「e-Gov(イーガブ)」※右頁参照)をする場合も、左の様式に入力・添付をして申請をお願いします。

※当該様式(Excel)は、e-Gov上に掲載しています。

⚠ 別様式での届け出は、雇用保険被保険者資格取得届および資格喪失届が、様式改正(在留カード番号記載欄が追加)されるまでの暫定運用となります。様式の改正は、令和2年度中を予定しています。

ご不明な点は、お早めに事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください。

【雇用保険被保険者以外の外国人の場合は、以下の方法で届け出を行ってください】

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ 離 職 に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）	姓	名	ミドルネーム
①外国人の氏名（ローマ字）			
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間（期限）（西暦）	年 月 日 まで
④①の者の生年月日（西暦）	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍・地域		⑦①の者の資格外活動許可の有無	1 有 ・ 2 無
⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）	A	B	1 2 3 4 5 6 7 8 C D

雇入れ年月日（西暦） 年 月 日 離職年月日（西暦） 年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

事業主

事業所の名称、所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所（名称）（所在地）主たる事務所（名称）（所在地）	雇用保険適用事業所番号
氏名	TEL	TEL

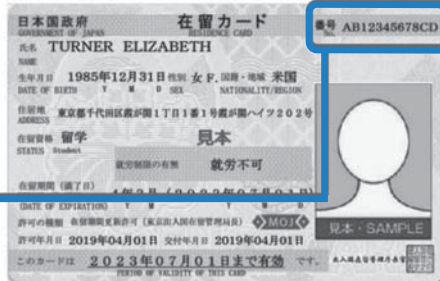
社会保険労務士記載欄

作成年月日・届出代行・事務代理者の表示	氏名
---------------------	----

公共職業安定所長 殿

■在留カード番号の記載欄

- 在留カード番号記載欄が様式に追加されます。
- 在留カードの右上に記載されている12桁（英字2桁—数字8桁—英字2桁）の番号を記載する。



インターネットからも申請できます！

「ハローワークインターネットサービス」



※「外国人雇用状況届出システム」と入力すれば検索ができます。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/app_guide.html

「外国人雇用状況届出」の申請は、「ハローワークインターネットサービス」からもできます。

トップページからご利用いただく際は、「事業主の方へのサービスのご案内」→「雇用保険・助成金のご案内」→「申請等をご利用の方へ」をクリックすると、「申請・届出手続きのご案内」に「外国人雇用状況届出」のバナーがあります。

そのバナーをクリックすると、該当ページにいきます。そこにある在留カード番号欄に番号を入力して申請をお願いします。

※外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、上記バナーのすぐ下にあります。

「操作マニュアル」
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf



<届け出に当たっての注意事項>

届出先

雇用保険被保険者の外国人は、雇用保険の適用を受けている事業所の所在地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に届け出てください。

※雇用保険被保険者以外の外国人については、勤務する施設の所在地を管轄するハローワークに届け出てください。

・国、地方公共団体での外国人の雇入れや離職

国、地方公共団体における外国人の雇入れ、離職の際に提出する外国人雇用状況届出書についても、令和2年3月1日以降は、在留カード番号の記載が必要となります。

・経過措置について

令和2年2月29日以前に雇入れ、離職のあった外国人の届け出については、令和2年3月1日以降も経過措置として、これまで通りの届出様式で申請ができます。



「e-Gov（イーガブ）」とは、総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届け出がオンラインで行えます。

▶e-Gov の操作方法などは、電子政府利用支援センターにお問い合わせください。

電話番号 050-3786-2225 / FAX 050-3786-2226

e-Gov お問い合わせフォーム <https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

ビルクリーニング外国人材受入支援センター 登録のご案内

支援センターの理念と設立趣旨

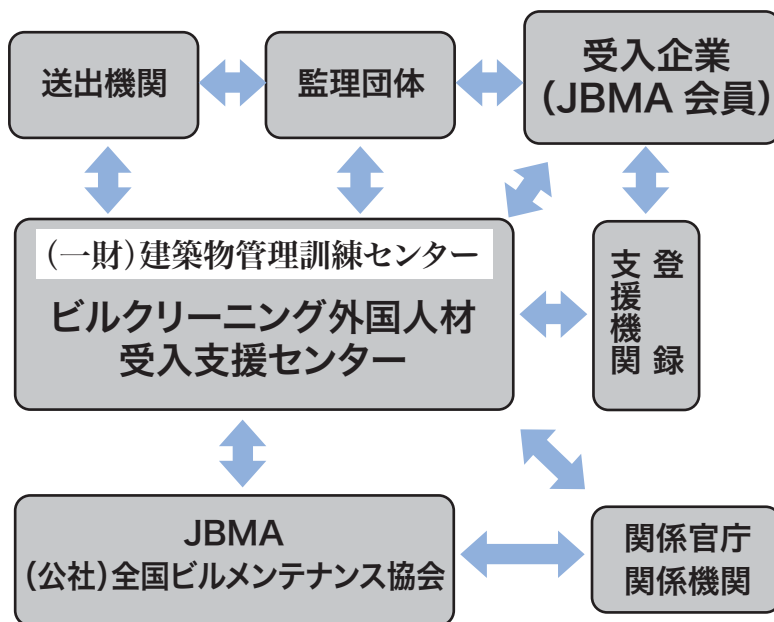
支援センターは、外国人技能実習生及び特定技能者が日本のビルメンテナンス企業で、安心してビルクリーニング技術を習得できる、そのような環境づくりを目指します。

支援センターは、ビルメンテナンス事業者各位に、安心して外国人材の受入ができる環境づくりに邁進します。

支援センターは、ビルメン企業、監理団体、登録支援機関、送り出し機関など関係者の相互理解と連携を基礎に社会的信頼を築きます。

支援センターのスキーム

- 支援センターは、(公社)全国ビルメンテナンス協会からの要請を受けて、(一財)建築物管理訓練センターの中に、外国人材の受入支援に関する事業を行う組織として設置されました。
- 支援センターは、受入企業、監理団体、登録支援機関、送出機関などに事業提供することを通して、相互間の契約・連携を円滑にしていきます。
- (公社)全国ビルメンテナンス協会は、関係省庁とビルクリーニング分野の受入制度の運用及び試験（基礎級及び随時3級技能検定や特定技能1号評価試験）を行うとともに、支援センターの事業が円滑に進むようバックアップします。



支援センターの運営について

参加登録をお願いする意味

支援センターの活動に参加し、センターが行う事業を利用するためには登録が必要です。

*

ビルクリーニング業は対事業所サービス業です。しかも、業務を遂行する場所は、契約先が所有・活用する建築物内ですから、外国人の就業は当然のことながら契約先への理解が必須となります。さらに、その建築物が不特定多数の国民の利活用に供される場所であった場合、一般社会からの評価もまた、重要な要素となってきます。

支援センターは、外国人材受入に関係する企業・団体・機関などの連携を醸成しながら、外国人材に対する社会的評価を高め、間違っても損なうことのないような事業活動に取り組まなければならないと肝に銘じております。

そのことを担保するために、支援センターは皆様方に「登録」をお願いし、相互信頼に基づいた事業を遂行して参ります。支援センターに参加登録する企業・団体各位が社会的信頼を得られるような仕組みと事業展開を図って参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

参加登録の要件と特典

登録を行っていただければ、登録 No. を付し、センターの名簿に登載され、種々の特典が得られます。登録のための要件と特典は下記のとおりです。

受入企業の登録要件と特典

要件	メリット
ビルクリーニング外国人技能指導者講習会の受講	登録者交流会や相談会などイベントへの参加
法令遵守義務	メルマガや登録者専用サイトの閲覧
全国ビルメンテナンス協会会員	相談窓口の利用
会員としての倫理綱領遵守義務	講習会や研修会受講料の割引
	書籍・DVDの割引購入
	登録料の免除

登録支援機関、監理団体、送出機関等の登録要件と特典

要件	メリット
ビルクリーニング外国人技能指導者講習会の受講	登録者交流会や相談会などイベントへの参加
法令遵守義務	メルマガや登録者専用サイトの閲覧
関係書類・実績の届出	相談窓口の利用
登録料の納付(50,000円)	講習会や研修会受講料の割引
	書籍・DVDの割引購入

外国人材受入支援センターの事業

①普及啓発事業 (制度の適正な運営を促進するための事業)

1) 相談窓口の設置

登録いただいた企業、各種団体から制度上、実践上の疑問、悩みをお寄せいただくネット上の窓口です。回答は登録者の皆様からもいただきたいと思っています。

2) ホームページの運営

本ホームページを関係者の皆様のプラットフォームにしていきます。情報共有、コミュニケーションの活性化を図っていきます。

3) パブリシティ活動

支援センターは、外国人材に対する社会的評価を高め、間違っても損なうことのないよう、契約先や建築物利用者への社会的PRを行っていきます。

②教育研修事業 (技能実習を円滑に進めるための事業)

1) 各種研修教材の作成

技能実習制度における検定の受検対策教材を始めとして、特定技能試験対策や現場の実習に役立つ書籍や動画などを発行します。

2) ビルクリーニング外国人技能指導者講習会の開催

実習制度、特定技能等の理解促進、指導のポイント、取り組み事例の紹介、そして基礎級技能検定、3級技能検定、特定技能試験への受験指導などを内容として実施します。

3) 外国人に対する技能研修・訓練

民間研修センターと連携して、研修生の円滑な入国及び技能実習を円滑に移行できるよう支援します。

③連携事業 (関係者間の情報交流・連携を推進する事業)

1) 監理団体・登録支援機関との連携促進

受入企業と監理団体や登録支援機関等は、十分なコミュニケーションに基づいた相互信頼が必要です。お互いにコンプライアンスやサービスに不安を抱かない関係を築く事業を推進します。

2) 送出国、送出機関との交流

当センターでは、送出機関をはじめ、送出国で関連業務に携わっている法人、個人の情報を収集し、連携事業につなげていきます。

3) イベントの開催

上記2つの事業を実現するために、受入企業、監理団体、関係機関等との情報交換会や登録者様向け説明会、相談会など種々のイベント企画を提供して参ります。

2019年度
安全標語 優秀作品
 佳作
 『一人の気付きをみんなで共有
 無くそう職場の危険の芽』
 九州メンテナンス(株) 高島 啓行さんの作品

第61回
福岡県BM協会ゴルフ会のお知らせ
日時 令和2年4月9日(木)
 10時10分スタート(アウト・イン同時スタート)
場所 福岡カンツリー倶楽部 和白コース
 *詳細につきましては、2月末の定期便にてご案内をお送りします。

2月 行事予定

3月	防除作業従事者研修(久留米会場) 於:久留米地域職業訓練センター
5水	14:00~16:00 2019年度 雇用促進セミナー 於:福岡県自治会館
7金	13:00~ 役員選挙管理委員会 於:県協会会議室
12水	防除作業従事者研修(北九州会場) 於:北九州パレス
13木	13:00~ 協会事業訪問説明会(全協) 於:福岡国際会議場
18火	防除作業従事者研修(福岡会場) 於:福岡県自治会館
21金	14:00~ 第118回理事会 於:県協会会議室
27木	清掃作業従事者研修(集合教育) 基礎コースII(福岡会場) 於:ももちパレス

2月 各地の主な催し

【福岡地区】
 14日 飯盛神社かゆ占(神前に粥を供える) <~15日>
 (福岡市西区)
 22日 赤間宿まつり<~23日>(宗像市)
 25日 百手の射祭(糸島市/産宮神社)
 28日 ぜんざい祭り(福津市/宮地嶽神社)

【北九州地区】
 18日 松山子安観音大祭(行橋市/馬場)
 18日 馬頭観世音菩薩坐像御開帳(岡垣町/海蔵寺)
 25日 智慧の文殊祭(築上町/日奈古)
 25日 智恵の文殊大祭<~26日>(築上町/正光寺)

【筑豊地区】
 上旬 エコスタいいづか(環境教育推進大会)(飯塚市)
 上旬 いいづか雛のまつり<~3月下旬>(飯塚市)
 中旬 梅林公園観梅会<~3月中旬>(嘉麻市)

【筑後地区】
 9日 風浪宮大祭<~11日>[10日裸ん行](大川市)
 9日 小郡音楽祭ハーモニーinおごおり(小郡市)
 中旬 柳川雛祭り(さげもんめぐり)
 <~4月3日流し雛祭り>(柳川市)
 23日 雛の里・八女ぼんぼりまつり<~3月22日>(八女市)

紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。

お忘れなく 毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
 毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
 (申込みは、該当週の水曜日まで)

我が社のマドンナ

安田建物管理株式会社

上司からひと言
 才色兼備な方が多く、「御社の採用基準は?」と尋ねられる機会が増えました。その際は「華がある人です」とお答えしております。
 管理部部長 鈴木



・宮川 真悠菜さん(24歳)
 ・勤続年数:1年
 ・資格:消防設備士、秘書
 ・趣味:バッティングセンター

・糸岡 沙季さん(31歳)
 ・勤続年数:4年
 ・資格:管理栄養士
 ・趣味:フットサル

・本田 千晶さん(30歳)
 ・勤続年数:5年
 ・資格:管理栄養士
 ・趣味:大型バイク